

愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)における入札業務の効率化及び発注期間の短縮化を図り、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、入札後審査型一般競争入札を実施するにあたって必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 入札後審査型一般競争入札とは、一般競争入札に係る入札前に入札参加申請手続を簡略化し、愛媛県電子入札運用基準(工事・業務)(平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による開札の執行後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査して落札者を決定するものをいう。

2 前項の落札候補者とは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱(平成21年10月1日制定)の適用を受ける工事にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者)をいう。ただし、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領(平成18年9月20日制定。以下「総合評価実施要領」という。)に基づき、総合評価落札方式により落札者を決定する場合(以下「総合評価落札方式の場合」という。)にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち評価値が最も高い者をいう。

(対象工事)

第3条 原則として、愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)第7条第2項に規定する格付け等級の最下位等級以外の対象工事を対象として実施する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 入札前に技術提案又は入札参加資格の審査を行う必要がある工事
- (2) 災害復旧工事のうち、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事
- (3) 設計金額1億円未満の災害復旧工事及び同3千万円未満の防災対策工事
- (4) 入札後審査型一般競争入札が不相当と認められる工事
- (5) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続に特例を定める政令(平成7年政令第372号)に定める工事
- (6) 総合評価実施要領第3条第3項に規定する簡易型総合評価落札方式(簡易実績型)で実施した入札後審査型一

般競争入札で入札不調となり、再度発注する工事

(入札の公告等)

第4条 入札執行者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6第1項及び愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。)第132条第1項の規定に基づき、県ホームページ(愛媛県電子入札ホームページ又は発注部局等のホームページを含む。以下同じ。)又は県の掲示板により公告するものとする。

2 入札の公告は、別に定める標準入札公告例によるものとする。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格は、令第167条の6に規定する「競争に参加する者に必要な資格」として、概ね、次の事項を公告するものとする。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。)

(2) 県の建設工事入札参加資格審査申請書を提出していること。(工事種別及び参加業者の等級格付、規模等を明示すること。)

(3) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

(4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。(共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。)

(6) 本店、支店又は営業所の所在地等からみて、当該工事を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。

(7) 当該工事と同種・同程度の工事の施工実績があること。(過去の施工実績基準等を明示すること。)

(8) 当該工事に配置を予定する監理技術者又は主任技術者が適正であること。(必要な資格基準等を明示すること。)

(9) 総合評価落札方式の場合は、総合評価に係る施工計画等が適正であること。(総合評価に係る評価項目、評価基準等を明示すること。)

(10) 次に掲げる規定による届出をしていない者(当該規定が適用されない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(11) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(12) その他工事毎に必要と認める事項

（入札参加資格の決定）

第6条 前条に規定する資格は、設計金額5億円以上の工事については、愛媛県競争参加資格審査会の審査を経て知事が決定し、同5億円未満の工事については、次に定めるところによるものとする。

(1) 本庁発注工事

ア 知事部局が発注するものにあつては、愛媛県競争参加資格審査会要綱（平成6年5月6日制定）第5の規
定に基づく審査を経て総務部長又は行政管理室長が決定

イ その他の機関が発注するものにあつては、当該工事を発注する機関において設置する検討委員会等の審査を経て機関の長が決定

(2) 地方機関発注工事にあつては、当該工事を発注する地方機関において設置する審査会等の審査を経て地方機関の長が決定

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出）

第7条 入札後審査型一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から入札時に入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（様式第2号（総合評価落札方式の場合は総合評価実施要領に規定する総合評価に係る資料を含む。）。以下「確認資料」という。）の提出を求めるとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 申請書及び確認資料は、県ホームページにおいて示す様式に従い作成し、参加希望者が提出するものとし、提出方法及び提出期間については、公告において明らかにするものとする。

3 公告において示す様式は、申請書については様式第1号、

確認資料については様式第2号に準じて作成するものとする。

(基本的入札参加資格の事前確認)

第8条 入札執行者は、入札後審査型一般競争入札の入札に参加しようとする者が、第5条に規定する入札参加資格に関し、発注者が指定した期間に申請書及び確認資料を提出しているかどうかの確認を、全ての入札参加者について開札執行前に行うものとする。

2 入札執行者は、前項において入札参加資格を有していな
いと認められた者については、入札参加資格不適合通知書(様式第3号)を送付するとともに、規則第139条に基づき当該入札を無効とする。(当該入札者が、運用基準に定めるやむを得ない事由により、入札執行者の承諾を得て紙入札方式にて入札に参加する者(以下「紙入札参加者」という。)である場合は、当該入札に参加させてはならない。)なお、前項の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

3 前2項の規定による事前確認の内容とその方法については、公告において明らかにするものとする。

(入札説明書の配布)

第9条 次に掲げる入札関連書類は、県ホームページに掲載し、入札参加希望者が閲覧できるようにするとともに、入札執行機関において配布するものとする。

(1) 入札に係る説明事項

(2) 申請書及び確認資料

(3) 愛媛県建設工事入札者心得

(4) 契約の保証について

(5) 設計図書等貸与申請書(閲覧所を設けて閲覧に供する場合)

(6) その他工事毎に必要と認めるもの

(設計図書等の閲覧等)

第10条 設計図書等は、県ホームページ又は閲覧所において閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 設計図書等の閲覧期間(閲覧所を設けて閲覧に供する場合は閲覧場所及び閲覧方法を含む。)は、公告において明らかにするものとする。

3 設計図書等の閲覧は、公告後速やかに開始することとし、入札の期間の初日の前日まで行うものとする。

4 質問書の提出は原則として電子入札システムにより行うものとし、提出方法、受付期間及び受付場所については、公告において明らかにするものとする。

5 質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答を電子入札システム又は県ホームページにより公表するものとする。質問に対する回答書の公表方法及び公表期間につ

いては、公告において明らかにするものとする。

6 質問書の受付期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から、入札の期間の初日の6日（愛媛県の休日を含める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）の前日までとするものとする。

7 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に開始し、入札の期間の初日の前日に終了するものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第11条 入札保証金については、規則第135条及び第136条の規定により入札見積金額の100分の5以上の額を納付するものとする。ただし、規則第137条に該当するものについては免除することがある。

2 入札保証金の免除については、第8条第1項の規定に基づく事前確認の際に、規則第137条に該当するか否かを判断するものとする。

3 契約保証金については、規則第152条及び第153条の規定により契約金額の10分の1以上の額を納付するものとする。ただし、規則第154条に該当するものについては免除することがある。

（開札の執行）

第12条 開札の執行は、第8条の規定に基づく事前確認において、入札参加資格を有している者と確認できた者の入札書を開札の対象とし（紙入札参加者については、入札参加資格を有している者と確認できた者を参加させるものとし）、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 入札に際し、入札参加者に工事費内訳書、申請書及び確認資料の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 入札及び開札の日時、場所については、公告において明らかにするものとする。

4 入札執行者は、開札後、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨を電子入札システムにより通知する。

（紙入札参加者に対しては、入札参加者全員の入札額、業者名を公表の上、後日落札者を決定する旨を口頭により通知する。）なお、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定）の適用を受け工事にあつては、入札の結果、同要綱第3条第1項に規定する調査基準価格を下回る入札があった場合には、同要綱に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う旨を併せて通知する。

（落札決定及び入札参加資格要件の審査）

第13条 入札執行者は、開札の執行後（総合評価落札方式

の場合、開札を執行し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした入札参加者について評価値の算出を行なった後)、落札候補者に対して、第5条第7号、第8号、第9号、第10号及び第12号(総合評価落札方式の場合、同条第9号を含む。)に規定する入札参加資格に関して、確認資料を証する資料(愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札を審査項目等証明申請書を含む。以下「追加資料」という。)の提出を求めるとする。なお、追加資料は電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により原則として開札執行日中の提出を求めるとし、提出がなかった場合は、規則第139条に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるとする。

2 入札執行者は、落札候補者から提出された申請書、確認資料及び追加資料(以下この条において「申請書等」という。)の内容を審査し、入札参加資格を満たしていることを認められる場合には、落札候補者以外に入札参加者の審査を省略し、落札候補者を落札者と決定して審査を終了するものとする。ただし、落札候補者が入札参加資格を満たして認められない場合は、次順位者から順に、落札者がないと認められる場合の手続を行うものとする。なお、同価格(総合評価落札方式の場合、同評価)の入札をした者が2者(共同企業体を含む。)以上である場合は、追加資料の提出を求めず、電子入札システムによる電子入札執行を実施し、落札候補者となる順位を決定するものとする。

3 落札候補者がした入札が、低入札価格調査の対象である場合に、入札執行者は、第1項の規定にかかわらず、必要に応じて落札候補者以外に入札参加者に対して追加資料の提出を求めるとする。この場合、入札執行者は、当該入札参加者から提出された申請書等の内容を審査するものとする。ただし、落札者の決定は当該低入札価格調査の後に行うものとする。

4 前項において、入札参加資格を満たしていないと認められた者(申請書等が不備であった場合も含む。)がした入札については、規則第139条に基づき入札を無効とするものとする。

5 落札者の決定は、原則として開札執行日の翌日から起算して3日(休日を含む。)以内に行うものとする。ただし、低入札価格調査を実施する場合及び総合評価落札方式の場合、この限りでない。

6 入札執行者は、落札者を決定した場合には、直ちに入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。(紙入札参加者に対する落札者決定の通

知にはついで、は、紙入札参加者が落札者である場合、口頭
 又は場合、文書は、札者おいて、るも一ムの通知入札し、紙入札結果を公表する。こ
 7 第2項に、おいて、決定の通知入札し、紙入札結果を公表する。こ
 3号)を送付するも、の者入札し、紙入札結果を公表する。こ
 8 入札執行者、該落札者、決定後、請負契約の締結までの
 間においたさる旨を公告に、おいて明らかなに、認められた者は、前条第6
 2 (入札参加資格がないと認められた者は、前条第6
 第14条の通知を、し、入札執行者、対して、入札参加資格がないと
 認め、その旨を公告に、おいて明らかなに、認められた者は、前条第6
 2 入札参加資格がないと認められた者が、説明を求め、場合
 3 先と併せて、公告に、おいて明らかなに、認められた者は、前条第6
 3 入札執行者、は、第1項の、説明を求められたときは、苦情
 (休日を含む)を、おいて明らかなに、認められた者は、前条第6
 第15条の、通知を、し、入札執行者、対して、入札参加資格がないと
 認め、その旨を公告に、おいて明らかなに、認められた者は、前条第6
 2 落札者、は、第1項の、説明を求められたときは、苦情
 3 書面を、持参する、おいて明らかなに、認められた者は、前条第6
 3 入札執行者、は、第1項の、説明を求められたときは、苦情
 (休日を含む)を、おいて明らかなに、認められた者は、前条第6
 第16条の、公告に、おいて明らかなに、認められた者は、前条第6
 1 及び、入札は、無効とする。

とする。

(入札の中止)

第17条 第8条第1項の基本的入札参加資格の事前確認の結果、基本的入札参加資格を有していると認められる者がいないとき又は設計金額1億円以上の工事について、基本的入札参加資格を有していると認められる者が1者(共同企業体の場合は1共同企業体)であるときは、入札を中止するものとする。

(その他)

第18条 電子入札システムにより入札を行う場合は、この要領に定めるもののほか、運用基準によるものとする。

第19条 総合評価落札方式の場合は、この要領に定めるもののほか、総合評価実施要領によるものとする。

附則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月27日から施行する。

附則

この要領は、平成18年9月20日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

- 附 則
この要領は、平成30年7月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和2年6月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(様式第1号)

入札参加資格確認申請書

年 月 日

(契約担当者) 様
(知事又は地方局長)

住 所
申請者 商号又は名称
代 表 者 名
(共同企業体の場合は、代表者・構成員連名とする。)

年 月 日付けで入札公告のあった 工事に係る入札に参加する資格について確認くださるよう、次の書類を添えて申請します。

なお、添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

1 入札参加資格確認資料(様式第2号)

- (1) 基本事項(資本関係及び人的関係に係る状況を含む。)((様式第2号)その1)
- (2) 施工実績((様式第2号)その2)
- (3) 監理(主任)技術者の資格・従事経験((様式第2号)その3)

注 申請書は1部提出のこと。

(様式第2号) その1

入札参加資格確認資料(基本事項)																									
商号又は名称 _____																									
民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての有無 【 共通事項 ()関係】 [該当する に印を付すること。(以下同じ)]	民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている。 上記に該当するが、再生計画認可又は更生計画認可の決定を受けている。 いずれの申立てもなされていない。																								
本工事の設計業務等の受託者等との関連の有無(入札説明書 ()に掲げるア又はイへの該当の有無) 【 共通事項 ()関係】	あり(関連する理由: _____) なし																								
資本関係又は人的関係のある建設会社の有無(入札説明書 ()に掲げるア、イ又はウに該当する建設会社又は役員の有無) 【 共通事項 ()関係】	あり 「あり」の場合は、「資本関係及び人的関係に係る状況届」((様式第2号)その1-1を併せて提出すること。) なし																								
本工事の業種に係る建設業の許可区分 【 共通事項 ()関係】	特定建設業 一般建設業																								
本店等所在地 【 共通事項 ()関係】	本店等区分 本店 支店又は営業所 所在地																								
本工事の業種に係る格付け等級 【 共通事項 ()関係】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事</th> <th>S等級</th> <th>A等級</th> <th>B等級</th> <th>C等級</th> <th>D等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険</td> <td>加入又は適用除外(届出義務なし含む)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>未加入</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険</td> <td>加入又は適用除外(届出義務なし)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>未加入</td> </tr> <tr> <td>雇用保険</td> <td>加入又は適用除外(届出義務なし)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>未加入</td> </tr> </tbody> </table>	工事	S等級	A等級	B等級	C等級	D等級	健康保険	加入又は適用除外(届出義務なし含む)				未加入	厚生年金保険	加入又は適用除外(届出義務なし)				未加入	雇用保険	加入又は適用除外(届出義務なし)				未加入
工事	S等級	A等級	B等級	C等級	D等級																				
健康保険	加入又は適用除外(届出義務なし含む)				未加入																				
厚生年金保険	加入又は適用除外(届出義務なし)				未加入																				
雇用保険	加入又は適用除外(届出義務なし)				未加入																				
社会保険等の届出義務の履行状況 【 共通事項 ()関係】	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>健康保険</td> <td>加入又は適用除外(届出義務なし含む)</td> <td>未加入</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険</td> <td>加入又は適用除外(届出義務なし)</td> <td>未加入</td> </tr> <tr> <td>雇用保険</td> <td>加入又は適用除外(届出義務なし)</td> <td>未加入</td> </tr> </tbody> </table>	健康保険	加入又は適用除外(届出義務なし含む)	未加入	厚生年金保険	加入又は適用除外(届出義務なし)	未加入	雇用保険	加入又は適用除外(届出義務なし)	未加入															
健康保険	加入又は適用除外(届出義務なし含む)	未加入																							
厚生年金保険	加入又は適用除外(届出義務なし)	未加入																							
雇用保険	加入又は適用除外(届出義務なし)	未加入																							
暴力団員等との関係状況 【 共通事項 ()関係】	愛媛県暴力団排除条例に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)である。 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者である。 暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者が事業活動を支配する者である。 上記のいずれにも該当しない。																								
備考																									

注 「本工事の業種に係る格付け等級」欄について、建築一式工事にあつては「S等級」を、その他工事にあつては「S等級」及び「D等級」は選択しない。

資本関係及び人的関係に係る状況届

商号又は名称 _____

1 資本関係に係る事項

(1) 会社法第 2 条第 4 号の親会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(2) 会社法第 2 条第 3 号の子会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(3) 会社法第 2 条第 4 号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

2 人的関係に係る事項

他社と兼任している役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	許可番号	役職

注 1 該当がない場合は、本様式（(様式第 2 号) その 1 - 1）の提出は必要ない。

注 2 「2 人的関係に係る事項」については、役員及び民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人について記入すること。

年 月 日

(契約担当者) 様
(知事又は地方局長)

住所：
会社名：
代表者氏名：

誓 約 書

下記の理由により、 年 月 日付で公告のありました「 工事」の競争入札に関し、当社は、 保険法第 条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

(健康保険・厚生年金保険)

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

(その他の理由を選択した場合)

年 月 日、関係機関(年金事務所 課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

役員のみの方であるため

その他の理由

(その他の理由を選択した場合)

年 月 日、関係機関(ハローワーク 課)に問い合わせを行い判断しました。

注 本様式((様式第2号)その1-2)については、入札説明書()に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者で、社会保険等の届出の義務を有しない者であって、直近の経営事項審査結果通知書の写し等、適用除外であることが確認できる資料を提出することができない場合に提出すること。(該当ない場合は提出の必要はない。)

(様式第2号) その2

入札参加資格確認資料(施工実績)	
【 共通事項 ()関係】	
商号又は名称	
工 事 名	
発 注 者 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	
完 成 時 期 〔該当する に印を 付すること。〕	過去15年以内 完成後15年超経過
受 注 形 態 等 〔該当する に印を 付すること。〕	単体 共同企業体 (出資比率 %)
工 事 概 要 等	
備 考	

- 注 1 工事場所の項は、市町村名まで記入すること。
2 完成時期の項は、開札日から起算しての年数とする。
3 受注形態等の項の()内は、共同企業体における自己の出資比率を記入すること。
4 入札説明書()に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、開札後速やかに、施工実績を証する書類を提出すること。

(様式第2号) その3

入札参加資格確認資料(監理(主任)技術者の資格・従事経験)		
【 共通事項 ()関係】		
商号又は名称		
氏 名		
職 名 〔該当する に印を付すること。〕	監理技術者 (法第 26 条第 4 項該当) 主任技術者 監理技術者補佐	
法令による資格・免許 〔 公告で示す許可業種に要する 資格を記載すること。 〕		
従 事 経 験	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	完 成 時 期 〔 該当する に印を 付すること。 〕	過去 15 年以内 完成後 15 年超経過
受 注 形 態 等 〔 該当する に印を 付すること。 〕	単体 共同企業体 (出資比率 %)	
従 事 役 職 〔 該当する役職について に印を付するとともに、 当工事の従事期間について ()内の に印を付すること。 〕	監理技術者 主任技術者 担当技術者 現場代理人 〔 工期の全体 工期の 1/2 以上の期間 (上記以外) 工期の 1/2 未満の期間 〕	
概 工 要 等 事		
兼任を予定している 工事等の有無 〔 各項目ごとに、該当す る に印を付すこと。 〕	他工事との兼任 あり なし ・発注機関: (監督員等名:) ・工事名: ・工事場所: ・工事現場の間隔: km ・請負金額: 円 (契約前) 4,000万円以上 4,000万円未満 建築一式工事の場合は「4,000万円」を「8,000万円」に読み替える。 ・工 期: 年 月 日 ~ 年 月 日	
	営業所の専任技術者との兼任 あり なし	
兼任に係る県確認欄	確 認 日: 年 月 日 兼任工事発注者:	

- 注 1 本件工事における配置予定技術者が建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）に該当する場合は、職名の項の「監理技術者」及び「法第26条第4項該当」の両方に印をすること。この場合、同法第26条第3項ただし書の規定により配置を予定する監理技術者補佐についても、本様式（従事経験の欄を除く。）を作成すること。
- 2 工事場所の項は、市町村名まで記入すること。
- 3 完成時期の項は、開札日から起算しての年数とする。
- 4 受注形態等の項の（ ）内は、共同企業体における自己の出資比率を記入すること。
- 5 入札説明書（ ）に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、開札後速やかに、監理（主任）技術者の資格等（請負予定金額4,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）の場合は3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経験を証する書類を提出すること。
- 6 従事経験の工事に工期の全体を通して配置されていない者を監理（主任）技術者として配置する場合は、上記5に加え、入札公告に掲げる工事の内容を施工する期間において配置されていることを証する書類（従事経験の工事の実施工程表等）を提出すること。
- 7 建設業法施行令第27条第2項の規定により配置予定技術者の兼任を予定している場合、又は配置予定技術者が特例監理技術者に該当する場合は、兼任を予定している工事等の有無の項に、当該工事の概要を記載すること。
- < 兼任を予定している工事等の有無の項の記載例 >
- ・発注機関： 市（担当課： 課 089-***-****）
（監督員等名： ）
 - ・工事名： 市道 線道路改修工事
 - ・工事場所： 市 町 番地先
 - ・工事現場の間隔： . km
 - ・請負金額： 円
（契約前） 4,000万円以上 4,000万円未満
建築一式工事の場合は「4,000万円」を「8,000万円」に読み替える。
（契約済みの場合は、請負金額を記載すること。）
（契約前の場合は、該当する に印を付すこと。）
 - ・工期： 年 月 日～ 年 月 日
- 8 営業所の専任技術者が現場代理人又は専任を要する主任（監理）技術者と兼任することは認められないので、留意すること。
- 9 兼任に係る県確認欄の項は、応札者において記載する必要はない。
- 10 兼任を認めない工事の場合は、兼任を予定している工事等の有無及び兼任に係る県確認欄の項は記載不要とする。

(様式第3号)

入札参加資格不適合通知書

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 様

(契約担当者)
(知事又は地方局長)

貴社が先に入札した下記工事の入札参加資格を審査した結果、下記理由により入札参加資格がないことが確認されました。

よって、愛媛県会計規則第139条の規定に基づき貴社が行った入札は無効となります。

記

入 札 公 告 日	年 月 日
入 札 日	年 月 日
工 事 名	
入札参加資格がないと認められた理由	

なお、入札参加資格がないと認められた理由について説明を求める者は、年 月 日までに課へその旨を記載した書面を持参の上、提出してください。